

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2599 2021年 10月1日	人事委員会勧告に向け最終局面！奮闘する職員に報いるため、改善勧告の実現を勝ち取ろう！！
		岩手県職員労働組合	10月1日	人事委員会勧告に向け最終局面！奮闘する職員に報いるため、改善勧告の実現を勝ち取ろう！！

2021県人勧闘争⑥-全員配布 人事委員会交渉最終局面

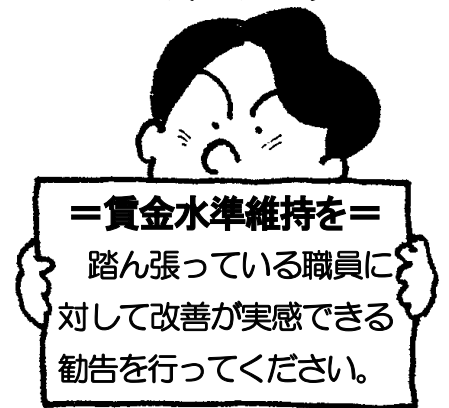
10.4 人事委員長交渉

人事委員会はコロナ禍で奮闘する職員に報いる勧告を

月例給・一時金 水準維持、一時金引下げ阻止を
 休暇制度 確実な不妊治療休暇新設を

岩手県地方公務員共闘会議（議長：金田一文紀岩教組委員長）は、10月4日、県人勧へ向けた交渉の最終局面となる人事委員長交渉に臨む。

地公共闘では、これまで職場で取り組んだ1万筆を超える人事委員長あて「大型ハガキ署名」・「要請打電」行動により、切実な訴えを背景に交渉の押し上げをはかる。



《これまでの交渉での確認と委員長交渉の課題》

要求課題	これまでの経過	交渉課題
月例給・一時金の改定	月例給の公民較差は、昨年より更になくなる見込み。一時金は非常に厳しく、昨年度民間実績が4.44月を相当程度下回る感触。	月例給は据置見通しも、一時金は国を上回る▲0.15月以上のマイナス勧告の可能性も。コロナ対応など、現場で奮闘する職員に配慮した勧告を。引下げとしても期末手当としないこと。

【国並みマイナス（▲0.15月）でも、1年間でこんなに引き下げ！（行政職給料表の場合）】

- ・ 1級25号 (183,800円 大卒初任給) ▲27,570円
- ・ 2級17号 (225,200円) ▲33,780円
- ・ 3級31号 (281,300円 主査(主任)級 加算率5%) ▲44,304円
- ・ 4級47号 (354,200円 主査級 加算率10%) ▲58,443円
- ・ 5級97号 (397,500円 主任主査級 加算率10%) ▲65,587円



高齢層職員の処遇改善	制度上の制約はあるが、任命権者とも密に連携。定年延長に伴う給与制度の見直しなど念頭に置いて進めていく。	定年延長を見据えた給与面の改善は重要課題。人事委員会として対策を講じるべき。
------------	---	--

要求課題	これまでの経過	交渉課題
専門職種の処遇改善	獣医師に関して他県と比較を進めている。給与上の処遇も一定の見直しが必要という方向性で作業中。	獣医師のほか、薬剤師、総合土木職など、あらゆる専門職種の賃金面の改善実現を。
通勤手当の改善	高速道路利用に変化は見られない。パーク&ランドは、15県で導入しているが北海道・東北で例がない。手当改善討は更に時間を要する、引き続きの課題。	高速道路利用は、持ち出しが多く利用者が伸びないのが現状。岩手の実情にあった手当の在り方など、利用実態の調査、検討を。
不妊治療休暇の導入	国人勸の内容を重く受け止め、今回の県人勸の中で何らかの形で言及。	不妊治療休暇の確実な創設実現を強く求める。育児との両立支援も重要課題。子等の看護休暇の取得日数増や子の対象年齢撤廃も検討を。
長時間労働の是正	これまでも定員確保を含め対応を言及しており、基本的考えは変わらない。長時間労働が慢性的な所属へのきめ細かいフォローを通して改善を促す。	通常業務に加えコロナ対策など業務が増大の一方。実態を踏まえた改善を任命権者へしっかり促すこと。
ハラスメント対策	パワハラを中心としたハラスメント事案の相談が増。組織運営全体に影響し、本人にとっても深刻な問題。発生防止の啓発に努める。発生した場合の事後対応の体制も大事。相談を受ける職員のスキルアップや相談窓口周知など、できることをしっかり行う。	人員不足や業務量増大に加え、職場におけるパワハラが原因で心身の不調を起し、長期療養者が増えている。撲滅のため、任命権者に対して弁護士等による相談窓口の設置など求める必要も。職員がより利用しやすい相談窓口の取り組みを。
定年引上げ	法律が成立し、条例整備も進められる。給与水準や各年で退職者が生じないことに伴う職員採用の平準化、年齢ギャップをなるべく生じさせない対応も大事。役職定年制に伴う職員配置についても大きな問題。人事管理についても課題と認識。	制度設計に当たり、給与水準、暫定再任用職員の手当、定年前再任用短時間勤務、役職定年制に対する課題も山積。毎年の新規採用職員の確保も課題である。定年延長に伴う課題について現場実態を踏まえて納得いく制度と職員配置を。

多くの職員の声「大型ハガキの署名」をいただき感謝します。引き続き、職場課題をはじめとする賃金・労働条件改善のため、皆さんと共に取り組んでいきます。

パワハラ等のハラスメント相談はぜひ県職労へ

恒常的な人員不足や業務量増に伴う過重労働など職場環境の悪化から、パワハラをはじめとするハラスメントが発生している職場も少なくありません。ご自身で悩みを抱えてはいませんか？

県職労はハラスメント相談を受け付けています。もちろん秘密は厳守します。

ご相談は本部（電話 019-654-5800）または各支部書記局まで。